

計画に掲げる主な取組方針等		施策の点検結果 (平成28年度～令和元年度実績値)		今後の取組
課題	方針	施策		
耐震化の重要性認識の浸透不足	しなやかな住宅の耐震化の促進	1 市民の費用負担を軽減する支援制度 ア リフォーム工事等に併せた耐震化の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震診断、計画作成及び耐震改修の支援制度を実施しています。 木造住宅 診断：1462戸、計画：283戸、改修：2972戸 分譲マンション 診断：10件、計画：4件、改修：0件 ○ 建物所有者の耐震改修工事の必要性に対する意識が、木造住宅耐震診断士派遣の利用により向上しました。 ○ リフォーム工事や他の支援制度と併せた木造戸建住宅の簡易な耐震改修が促進されました。 ○ 建物所有者や居住者等の特性に応じた働きかけを行うため、耐震診断士派遣の利用者にアンケートを送付しました（毎年、前年度利用者を対象に実施）。 ○ 密集市街地や京町家の保全・継承に関する施策と連携した耐震化支援を行いました。 ・ 密集市街地を中心とした市が定める区域を対象とした防火改修支援制度を創設 ・ 京町家の耐震改修に対する助成額の増額、補助メニューの拡充 	<p>■ より効果の高い耐震改修に誘導する仕組や他施策と連携した支援制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ より一層安全性を確保するため、「まちの匠」をはじめとする耐震改修事業者と耐震診断士の連携強化などにより、耐震診断結果に基づくより高いレベルへの耐震改修への誘導を図ります。 ○ 分譲マンションについて、建物やその立地による特性を踏まえた支援策を検討します。 ○ 京町家の特性に即した耐震改修及び密集市街地を中心とした防火と耐震の同時改修の促進を図ります。 ○ 支援制度をより使いやすくするため、申請手続の合理化や簡素化を進めます。 ○ 市民が補助金相当分の工事費用を一時的に負担しなくてもすむよう、申請者の委任を受けた工事施工者等が補助金を受け取る代理受領制度の導入を図ります。 <p>■ 市民のニーズや地域の特性に応じた普及啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 密集市街地対策を推進するため、より一層、防災まちづくりの取組と連動したまちあるき等の地域における普及啓発を実施します。 ○ 市民が耐震化や補助制度をより身近に感じることのできる機会をつくるため、耐震改修の支援制度を利用している工事中物件の見える化や、あらゆる媒体を活用した情報発信を行います。 ○ 分譲マンションについては、高経年分譲マンションの管理支援事業との連携を図りながら、耐震化に係るアドバイザー派遣制度の創設を検討します。 <p>■ 民間の力の活用等による自主的な耐震化の取組を促進するための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震診断士や改修事業者等を育成するため、耐震ネットワーク構成団体を核とした耐震改修に関する技術的な情報発信（メールマガジンの発行等）や新たな耐震技術を紹介する講習会を実施するなど、更なる機能強化を図ります。 ○ 市民の主体的な取組を支援するため、耐震ネットワーク構成団体の民間活力を生かした地域での相談体制の強化や普及啓発に取り組みます。 ○ 建物所有者に地震に対する建物の安全性を認識してもらうため、不動産流通時において、耐震診断をはじめとする建物の状況調査及び状況提示が積極的に実施され定着するよう、建築・不動産等関係業界に働きかけます。 ○ 市民に使いやすい融資制度となるよう、融資対象の拡充等の条件緩和について、引き続き、金融機関と連携を図ります。 ○ 建物所有者等のライフステージに沿った効果的な耐震化の取組を推進するため、事業者と連携し、一部屋のみを改修する事例等の情報発信を図ります。 ○ 効果的な耐震化の取組を推進するため、他施策との融合・連携をさらに強化します。 ○ 分譲マンションについては、高経年分譲マンションの管理支援事業との連携を強化し、市民にとって使いやすく総合的な支援策を検討します。
	住宅の耐震化支援制度の利用促進	イ 建物所有者や居住者等の特性に応じた耐震化の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における普及啓発活動（チラシの全戸配布、個別訪問等）（計302回実施）の効果もあり、支援制度が市民に普及しつつあります。 ○ 密集市街地を中心に、防災まちづくりの取組と連動した地域と行政の協働によるまちあるき等の啓発活動を実施しました（計37回）。 ○ 市民の耐震化への意識向上を目的として、耐震改修中の住宅でのオープンハウスを実施しました（計9回）。 ○ 分譲マンションの管理組合からの要望に応じて、耐震化の重要性の説明や支援事業の案内等、個別相談や出張説明会を行いました。 ○ 分譲マンションにおいては、診断や改修において、専門家の助言を望む声が一定数あり、相談できる専門家が管理組合の方が耐震化が進んでいます。 ○ 市民しんぶん等による広報のほか、啓発イベントの開催などにより、全市的な情報発信を行いました（計164回）。 ○ 事業者向け説明会、専門家向け勉強会を行いました（計77回）。 ○ 小学校や地域イベント等で、子供でも分かりやすいツールを使用した次世代に対する住教育を実施しました。 	
	建築物に係る多様な特性を考慮した耐震化の促進	ウ 密集市街地対策や京町家施策と連携した耐震化の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震ネットワークを核とした相談体制（市民相談及び専門家派遣による個別相談）、情報発信及び人材育成の機能を強化しました。 ・ 支援制度の申請窓口について、郵送による受付や窓口時間の延長等、ワンストップ総合窓口のサービスの充実 ・ 耐震ネットワークと連携した出張相談、啓発活動の実施（計107回） ・ 京町家耐震診断士向け講習会の開催（年3回） ○ 耐震改修の際に、事業者を通じた支援制度の周知が行われています（事業者から支援制度を紹介された割合48%）。 ○ 多様な分野の関係団体との連携を図りました。 ・ 耐震ネットワークに新たに不動産関連団体が参画 ・ 独立行政法人住宅金融支援機構との連携による京町家耐震改修への融資対象の拡充、京町家耐震改修事例集及び京町家耐震診断・耐震改修の手引きの作成 ○ 外部団体が実施するマンション耐震セミナーの後援や、京都市マンション管理セミナーにおいてパンフレットの配布を行いました。 ○ 密集市街地対策や京町家の保全・継承に関する施策等と連携の強化を図りました。 ・ 「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」の制定や京町家支援の充実と併せた連携として、市民向けの説明会や京町家活用に関する事例集の作成、京町家を対象に啓発チラシのポスティングを実施しました。 ・ 密集市街地を中心に、防災まちづくりの取組と連動した地域と行政の協働によるまちあるき等の啓発活動を実施しました（計37回）。 ・ 空き家所有者や地域の方々が気軽に相談できる「京都市地域の空き家相談員」に対し、耐震化支援制度の研修を実施しました。 	
	幅広い分野と連携した耐震化の促進	2 市民の主体的な取組を促す普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における耐震化の普及啓発の取組 イ 全市的な情報発信・普及啓発の取組 	
地域特性に応じた効果的な啓発の不足	「保全」と「更新」の方向性に即した耐震化の促進	3 市民が耐震化に踏み出すための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震ネットワークを核とした相談体制、情報発信、人材育成等の機能強化 イ 多様な分野の関係団体との連携 ウ 他施策との連携の強化 	
		「まちの匠」と地域住民との関係性が未成熟	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築技術者のネットワークと地域コミュニティとの結び付きの強化 	

計画に掲げる主な取組方針等		施策の点検結果 (平成28年度～令和元年度実績値)		今後の取組	
課題	方針	施策			
特定建築物	不特定多数が利用する建築物の耐震化が未完	<p>1 所有者の費用負担を軽減する支援制度</p> <p>ア 耐震診断義務付け大規模建築物の耐震化の支援</p> <p>イ 耐震診断義務付け沿道建築物の耐震化の支援</p> <p>ウ 緊急性や公共性が高い特定建築物の耐震化に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震診断、計画作成及び耐震改修の支援制度を実施しています。 耐震診断義務付け大規模建築物 計画：6件、改修：7件 耐震診断義務付け沿道建築物 診断：4件、計画：1件、改修：0件 緊急性や公共性が高い特定建築物 診断：8件、計画：2件、改修：3件 修学旅行者が利用するホテル・旅館 診断：1件、計画：1件、改修：2件 ○ 耐震診断義務付け大規模建築物については、耐震診断の義務化、診断結果の公表及び手厚い支援制度により、耐震改修や建替えによる耐震化が進みました。 公表総数14件のうち、耐震性あり：81件、除却済：8件（令和3年3月末時点） ○ 耐震診断義務付け沿道建築物については、耐震診断の義務化、診断結果の公表及び手厚い支援制度により、耐震化に向けた取組を実施しました。これまで、京都府と連携のうえ、府指定道路及び市指定道路の耐震診断義務付け沿道建築物沿道の所有者等に対して、個別訪問等により、支援制度の活用を促すなど、耐震化の取組を進めて推進してきました。 ○ 耐震診断義務付け沿道建築物については、診断結果を報告する期限までに、計画的に耐震診断を実施し、結果報告がされる建築物がある一方で、コロナ禍の影響等から、耐震診断が進まないケースも散見されます。 ○ 病院や避難所等防災活動拠点は、支援制度の活用や用途特性上の社会的要請によって、計画策定時と比較して耐震化が進みました。 ○ 緊急輸送道路等を閉塞させるおそれがある建築物は、支援制度の活用や主要道路沿道の市場価値の優位性から、耐震化が進みました。 ○ 修学旅行者が利用するホテル・旅館は、リニューアルや建替え時の耐震化や支援制度の活用によって、計画策定時と比較して耐震化が進みました。 ○ そのほか、民間社会福祉施設等は、京都市民間社会福祉施設等耐震化計画（平成26年度策定）等に基づき耐震化を推進しています。 ○ 支援制度の申請手続については、補助申請を行う前の事前協議制度を設け、制度活用の順番や事業執行予定年度の見える化など、申請者にわかりやすい制度の改善を行いました。 	<p>■ 緊急性や公益性の高い建築物の耐震化促進に向けた支援制度の更なる運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震診断義務付け対象建築物については、緊急性や公益性が最も高いことを踏まえ、引き続き支援制度の積極的な活用や指導・助言等を行い、優先的かつ重点的に耐震化を促進します。 ○ 耐震診断義務付け沿道建築物の耐震診断結果の報告期限について、コロナ禍の影響により耐震診断に実施の遅れが生じているものがあるため、府市協議のうえ、耐震診断の結果の報告の期限を令和3年12月31日から令和5年3月31日に延長します。 ○ 耐震診断義務付け沿道建築物は、所有者が診断と報告の義務を円滑に履行できるよう、前述のコロナ禍の影響への配慮を行いながら、指導・助言を行います。 ○ 緊急輸送道路等の中でもとりわけ重要度の高い重要路線沿道の建築物については、支援事業を活用して耐震診断をしたものを中心に、耐震化の働きかけを行います。 ○ 都市の防災性等の観点から、緊急性や公益性の高い既存耐震不適格建築物に対する支援制度の改善や充実については、継続して検討していきます。 ○ 市民が補助金相当分の工事費用を一時的に負担しなくてもすむよう、申請者の委任を受けた工事施工者等が補助金を受け取れる代理受領制度の導入を図ります。（再掲） <p>■ 建築物用途や所有者の特性等に応じた普及啓発や主体的な耐震化を促進するための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震化の重要性の高い建築物を中心に、耐震化の動向を把握しつつ、速やかな耐震化に繋がるよう、引き続き、建築物用途や所有者の特性等に応じたきめ細やかな働きかけを行います。 ○ 災害時に重要度の高い建築物については、非構造部材の耐震化など減災効果のある取組の促進が図れるよう、関連部署や京都府等と連携し、その対策や普及啓発を検討します。 ○ 本市の支援制度の活用事例等の公開など、耐震化を検討するための参考となる個別具体的な情報を提供できる仕組みづくりを検討します。 ○ 行政と耐震に係る民間事業者や専門家との連携を深め、耐震化に必要な情報を所有者等にわかりやすく提示します。 	
	災害時活動に重要な道路沿道建築物の耐震化が必要	<p>防災上重要性の高い道路沿道建築物の耐震化の促進</p>	<p>2 所有者の主体的な取組を促す普及啓発</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援制度の幅広い広報とともに、対象者には個別にパンフレットを配布し、制度周知を図りました。 ○ 京都府旅館ホテル生活衛生同業組合など補助対象事業者が所属する団体に、支援制度の説明のため、出張説明会を実施しました。 ○ 修学旅行者が利用するホテル・旅館、耐震診断義務付け対象建築物等の所有者に、耐震化の意向調査や支援制度の案内を定期的に行いました。 ○ 耐震診断義務付け対象建築物の所有者等について、個別訪問や個別協議により、耐震化の必要性や義務化の法的根拠、補助制度の説明等を行うほか、相談に応じ指導・助言を行いました。 ○ 特定建築物の所有者への普及啓発や指導・助言により、耐震化の努力義務については67%が認識しています。
	建築物所有者に対する啓発の不足	効果的な普及啓発と情報提供	<p>3 所有者が耐震化に取り組みやすい環境整備</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別の問合せや相談に対し、支援制度の案内のみならず、耐震改修事業者等の情報提供及び耐震化の重要性の説明などの対応を行いました。 ○ 耐震診断義務付け対象建築物の所有者には、個別の事情を聞き取り、具体的に相談に応じるとともに、耐震化の進捗確認を行いました。 ○ 情報提供や技術的な相談対応により、耐震化の必要性についての周知は進んでいますが、「進め方がわからない。」、「支援策の内容を知りたい。」といった意見があります。
市有建築物	課題	方針	施策	今後の取組	
	災害時に重要な公共建築物の耐震化が未完	災害時に防災活動拠点となる施設等の耐震化の推進	<p>1 市有建築物の耐震化を推進する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市有建築物は、積極的な耐震化の推進により、耐震化率が95%を超え、より一層耐震化が進みました。 ○ 市有建築物の耐震化について、庁内連絡会議等で進捗状況を把握し、進行管理を行っています。また、市有建築物の耐震性に係る情報の公表を、毎年ホームページ上で行っていきます。 ○ 耐震化が完了していない施設については、できるだけ早期の耐震化の実現に向けて、計画の実施又は検討を進めています。 ○ 非構造部材である特定天井及び平成25年文科科学省通知に基づく天井の脱落対策は、対象の82施設のうち、学校施設33施設はすべて対策が完了、庁舎施設については、対策が完了又は設計中等のものが330施設あります。（令和2年4月末時点） ○ 本市所管のブロック塀の安全対策は、安全性に問題がある733箇所のうち、323箇所について対策が完了しました。（令和2年3月末時点） ○ 京都市地域防災計画や京都市公共施設マネジメント基本計画の取組と連携を図りながら、耐震化を推進しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震化が完了していない施設について、個別の状況を考慮しつつ、耐震化を推進します。また、市有建築物の耐震性に係る情報の公表は、今後も引き続き行っていきます。 ○ 特定天井の脱落対策は、対策に着手している施設は着実にこれを進めるとともに、未着手の施設は、速やかに着手するよう努めます。 ○ 本市所管のブロック塀の安全対策は、道路に面するものを完了させるとともに、民地境界に面するものも隣接地との協議が整い次第、安全対策を進めていきます。 ○ 引き続き、京都市地域防災計画や京都市公共施設マネジメント基本計画の取組と連携のもと、対象市有建築物の耐震性を含む情報の一元化など、計画的かつ効果的な耐震化の進行を図ります。